

# きよたくかいごとう じゅうようじこうせつめいしょ **居宅介護等サービス 重要事項説明書**

しょうしゃそうごうしえんじぎょう  
～障がい者総合支援事業～

しゃかいふくしほうじんおたるししゃかいふくしきょうぎかい  
**社会福祉法人小樽市社会福祉協議会**  
しゃきよたくかいごじぎょうしょ  
**たんぽぽ障がい者居宅介護事業所**  
おたるしほなぞのちょうめはんこうはなぞの  
小樽市花園4丁目2番14号 花園ビル 2F  
でんわ 電話 0134-21-2087

ほんじゅうようじこうせつめいしょ とうじぎょうしょ りょうけいやく ていけつ きぼう かた たい しゃかい  
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会  
ふくしほうだい じょう もと とうじぎょうしょ がいよう ていきょう ないよう  
福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容において、  
けいやくじょううちゅうい せつめい  
契約上注意いただきたいことを説明するものです。

とうじぎょうしょ りょうしゃ たい しょうがいしやそうごうしえんほう もと きょたくかいご じゅうどほうもんかいご  
当事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護  
いか きょたくかいごとう ていきょう とう りょう げんそく しょう  
(以下、「居宅介護等」という。) を提供します。当サービスの利用は、原則として障が  
ふくし しきゅうけつい う かた たいしょう しょう  
い福祉サービスの支給決定を受けた方が対象となります。

## ◇◆目次◆◇

じぎょうしゃ 1. 事業者 .....	1
じぎょうしゃ がいよう 2. 事業所の概要 .....	1
じぎょうじっしちいき 3. 事業実施地域 .....	1
えいぎょうじかん 4. 営業時間 .....	1
しょくいん たいせい 5. 職員の体制 .....	2
とうじぎょうしょ ていきょう りょうりょうきん 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	2
りょう かん りゅういじこう 7. サービスの利用に関する留意事項 .....	8
じっし きろく 8. サービス実施の記録について .....	9
じこはせいいじ たいおう 9. 事故発生時の対応について .....	9
きんきゅうじ たいおう 10. 緊急時の対応について .....	10
くじょう ぎやくたいとう うけつけ けいやくしょだい じょうさんしょ 11. 苦情・虐待等の受付について(契約書第14条参照) .....	10
ていきょう さーびす だいさんしやひょうか じっしじょうきょう 12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 .....	11

### しゃかいふくしほうじんおたるししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会 たんぽぽ障がい者居宅介護事業所

とうじぎょうしょ しょうがいしやそうごうしえんほう もと ほつかいどう してい う  
当事業所は障害者総合支援法に基づき、北海道の指定を受けています。

しょう しゃきょたくかいご へいせい ねん がつ にちしてい ほつかいどう だい ごう  
障がい者居宅介護 平成18年10月1日指定 北海道 第0112000369号  
じゅうどほうもんかいごうく  
(重度訪問介護含む)

## 1. 事業者

めいしょ 名 称	しゃかいふくしほうじん おたるししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会
しょざいち 所在地	ほつかいどうおたるしちつこう ばんごう ウイングベイ小樽1番街4F 北海道小樽市築港11番1号 おたるしそうごうふくし ない 小樽市総合福祉センター内
でんわばんごう 電話番号	0134-23-3653
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	かいちょう こんどう まさあき 会長 近藤 真章
せりつねんがっぴ 設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和42年3月24日

## 2. 事業所の概要

じぎょうしょ 事業所の種類	きよたくかいじゅうdoほうもんかいご 居宅介護・重度訪問介護 平成18年10月1日指定 北海道 第0112000369号
じぎょう もくでき 事業の目的	きよたくかいじゅう 居宅介護等は、障害者総合支援法に従い、利用者が居宅において、 にちじょうせいかつおよ 日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援することを もくでき 目的として、サービスを提供します。
じぎょうしょ めいしょ 事業所の名称	しゃかいふくしほうじん おたるししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 たんぽぽ障がい者居宅介護事業所
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	ほつかいどうおたるしはなその ちょうめ ばんごう 北海道小樽市花園4丁目2番14号
でんわばんごう 電話番号	0134-21-2087
かんりしゃしめい 管理者氏名	やなが こうじ 弥永 浩司
じぎょうしょ うんえい 事業所の運営 ほうしん 方針について	じぎょうしょ きよたくかいごいんどう りょうしゃとう しょうがい うむ 事業所の居宅介護員等は、利用者等を障害の有無にかかわらず、 ひと きほんてきじんけん きょうゆう 等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、 にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうごうとき しえん 日常生活及び社会生活を総合的に支援することができるよう、 にゅうよく はいせつ しょくじ かいご たせいかつせんばん 入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成12年4月1日

## 3. 事業実施地域

おたるしせんい 小樽市全域
------------------

## 4. 営業時間

えいぎょう び 営業日	げつよう び きんよう び 月曜日～金曜日
うけつけじかん 受付時間	げつ きん じ ふん (月～金) 8時50分～17時20分 やす ど にち しゅくじつ 休み(土・日・祝日、12/29～1/3)
ていきょう じ かんたい サービス提供時間帯	じ じ 7時～22時

## 5. 職員の体制

おも しょくいん はいちじょうきょう しょくいん はいち して いきじゅん じゅんしゅ  
 <主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	じょうきん 常勤	ひじょうきん 非常勤	しょくむ 職務の内容
1. 管理者	1名		じむしょぜんばん 事務所全般の 指揮・管理・監督・運営
2. 事務職員	1名		りょうりょう サービス利用料の請求・ けいり、れんらくちょうせい 経理・連絡調整
3. サービス提供責任者	4名		りょうもうしこみちょうせい 利用申込調整 きょたくかいごじゅういかくさくせい 居宅介護等計画作成 きょたくかいごいんどう 居宅介護員等の技術指導
4. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	3名	16名	きょたくかいご 居宅介護サービスの提供
(1) 介護福祉士	4名	8名	
(2) 訪問介護養成研修2級課程修了者		8名	
(3) 全身性障がい者移動介護従事者養成 けんしゅうしゅうりょうしゃ 研修修了者	(2) めい 名	(5) めい 名	
(4) 視覚障がい者移動介護養成研修 しゅうりょうしゃ 修了者	(2) めい 名	(3) めい 名	
(5) 知的障がい者移動介護養成研修 しゅうりょうしゃ 修了者		(1) めい 名	
(6) 同行援護従事者養成研修（一般）	(4) めい 名	(5) めい 名	
(7) 同行援護従事者養成研修（応用）	(4) めい 名	(2) めい 名	

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 「居宅介護等計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下、「居宅介護等計画」という。）を定めて、サービスを提供します。居宅介護等計画は、市町村が決定した支給量と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。居宅介護等計画は、利用者や家族に事前に説明し同意をいただくとともに、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

## 〈サービス区分及びサービス内容〉

### I 居宅介護

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

1. 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（身体を拭く）や洗髪などを行います。
2. 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
3. 食事介助…食事の介助を行います。
4. 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
5. その他必要な身体介護を行います。

※医療行為はいたしません。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

1. 調理…利用者の食事の用意を行います。
2. 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
3. 掃除…利用者の居室の掃除や整頓を行います。
4. 買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
5. その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

### ③通院介助

通院時の移動介助を行います。

④その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

### II 重度訪問介護

重度の肢体不自由であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅において入浴、排せつ、食事の介護及び外出時の移動の介護等を提供します。

### (2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者に支払いいただきます。6頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

サービス型	サービスに要する時間	利用料金	介護給付費	自己負担額
身体介護	30分未満	2, 560円	2, 304円	256円
	30分以上1時間未満	4, 040円	3, 636円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5, 870円	5, 283円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6, 690円	6, 021円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7, 540円	6, 786円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8, 370円	7, 533円	837円
	3時間以上 (9, 160円に30分を増す毎に)	840円	756円	84円
	30分未満	1, 060円	954円	106円
家事援助	30分以上45分未満	1, 530円	1, 377円	153円
	45分以上1時間未満	1, 970円	1, 773円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2, 390円	2, 151円	239円
	1時間15分以上 1時間30分未満	2, 750円	2, 475円	275円
	1時間30分以上 1時間45分未満	3, 110円	2, 799円	311円
	1時間30分以上 (3, 090円に15分を増す毎に)	350円	315円	35円
	30分未満	2, 560円	2, 304円	256円
	30分以上1時間未満	4, 040円	3, 636円	404円
通院介助 (身体介護を伴う)	1時間以上1時間30分未満	5, 870円	5, 283円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6, 690円	6, 021円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7, 540円	6, 786円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8, 370円	7, 533円	837円
	3時間以上 (9, 160円に30分を増す毎に)	840円	756円	84円
	30分未満	1, 060円	954円	106円
	30分以上1時間未満	1, 970円	1, 773円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2, 750円	2, 475円	275円
通院介助 (身体介護を伴わない)	1時間30分以上2時間未満	3, 450円	3, 105円	345円
	1時間30分以上 (3, 430円に30分を増す毎に)	690円	621円	69円
	30分未満	2, 140円	1, 926円	214円
	1時間以上1時間30分未満	3, 190円	2, 871円	319円
	1時間30分以上2時間未満	4, 250円	3, 825円	425円
	2時間以上2時間30分未満	5, 310円	4, 779円	531円
	3時間以上 (9, 160円に30分を増す毎に)	840円	756円	84円
	30分未満	1, 060円	954円	106円

は入所中以外の方に提供した場合)	じかん ぶんいじょう じかんみまん 2時間30分以上3時間未満	6, 370円	5, 733円	637円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 3時間以上3時間30分未満	7, 420円	6, 678円	742円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 3時間30分以上4時間未満	8, 480円	7, 632円	848円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 4時間以上8時間未満 (8, 170円に30分を増す毎に)	980円	882円	98円
じゅうど 重度 訪問介護 (病院等に入院又は入所中の方に提供した場合)	じかんみまん 1時間未満	2, 140円	1, 926円	214円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 1時間以上1時間30分未満	3, 190円	2, 871円	319円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 1時間30分以上2時間未満	4, 250円	3, 825円	425円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 2時間以上2時間30分未満	5, 310円	4, 779円	531円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 2時間30分以上3時間未満	6, 370円	5, 733円	637円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 3時間以上3時間30分未満	7, 420円	6, 678円	742円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 3時間30分以上4時間未満	8, 480円	7, 632円	848円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 4時間以上8時間未満 (8, 170円に30分を増す毎に)	980円	882円	98円
	かい 初回加算	2, 000円	1, 800円	200円
きんきゅうじ 緊急時 たいおうかさん 対応加算	かい 1回	1, 000円	900円	100円
ふくしせんもんしょくいん 福祉専門職員 とうれんかいわかさん 等連携加算	かい 1回	5, 640円	5, 076円	564円

※サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

### <加算について>

- 特別地域加算…障害者総合支援法が定める特別地域加算該当事業所のため、次の割合で自己負担額に割増料金が加算されます。
  - 特別地域加算：15.0%
- 介護職員等処遇改善等加算…障害者総合支援法が定める処遇改善加算該当事業所のため、次の割合で自己負担額に割増料金が加算されます。
  - 介護職員等処遇改善加算Ⅱ : 40.2% (居宅介護)  
: 32.8% (重度訪問介護)
- 初回加算…新規の利用及び過去に二月以上居宅介護等サービスを受けていない場合、居宅介護等計画を作成するために加算が生じます。
- 緊急時対応加算…利用者やその家族等から要請を受けて、居宅介護等計画に記載されていない居宅介護等サービスを提供した場合に加算されます。
- 福祉専門職員等連携加算…居宅介護等計画に基づき、障害の特性に精通する専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、介護福祉士等の国家資格を有する者）と連携して、利用者の心身等の評価を共同して行った場合、初回の居宅介護等サービスを提供

した日から起算して90日間で3回を限度として加算されます。

- 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。
- 早朝（午前7時から8時まで）：25%
  - 夜間（午後6時から10時まで）：25%

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

- 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

- 介護給付対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。そのため、これらのサービスの利用状況により当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。当事業者が代理受領を行った介護給付費は利用者に通知します。

### (3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）
- ② 通院介助において、ホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

### (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払方法（契約書第5条参照）

前記(2)及び(3)の①の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算のうえ請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。）

ア. 郵便局の窓口での払込取扱票による現金支払い。

イ. 金融機関口座からの自動引き落としによる支払い。

《ご利用できる金融機関》

ゆうちょ銀行・北洋銀行・北海道信用金庫

## (5) 利用者負担の上限月額と軽減等について

### [利用者負担に関する上限月額]

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる定率負担については、所得に応じて3区分の上限月額が設定されており、それ以上を負担する必要はありません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

### [負担上限月額の軽減]

収入や資産が一定以下の場合は、負担上限月額軽減の対象となります。

区分	軽減後の負担上限月額
一般 (所得割額16万円未満)	9,300円

### [負担上限月額軽減該当の要件]

次の2つの要件をすべて満たす世帯の方が該当となります。

- ① 預貯金の額が次の額以下であること

	預貯金等
単身世帯	500万円
2人以上の世帯	1,000万円

- ② 社会通念上、軽減に適さない高価な不動産（その他資産）を所有していないこと

## (6) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時までに事業者に申し出してください。

- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料をいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した支給量及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

## (7) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2ヶ月前までに説明します。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) ホームヘルパーについて

- サービス提供時に担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明とともに利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

### (2) サービス提供について

- サービスは居宅介護等計画にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

### (3) サービス内容の変更

訪問時に利用者の体調等の理由で居宅介護等計画により予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得てサービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じて、サービス利用料金を請求します。

#### (4) 受給者証の確認 (契約書第3条参照)

住所及び利用者負担額・支給量など受給者証の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

#### (5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行なう場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

### 8. サービス実施の記録について

#### (1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があれば、いつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画等及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

#### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について (契約書第8条参照)

当事業所では、関係法令及び小樽市社会福祉協議会個人情報保護規定に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し利用者の求めに応じて、その内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

### 9. 事故発生時の対応について

- ① 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② 当該事故の状況及び事故に際してとった措置について記録します。
- ③ 利用者に対する居宅介護等サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。
- ④ 事故が生じた際には、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

## 10. 緊急時の対応について

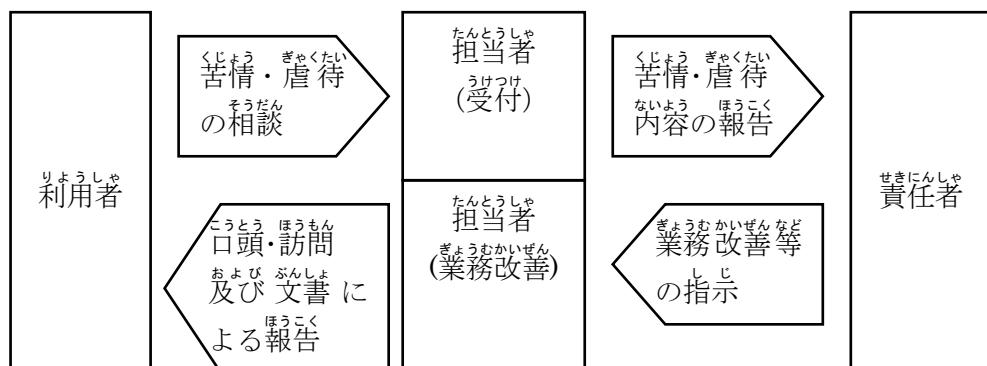
- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに関係機関や利用者が予め指定する連絡先への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、次の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。
- 連絡先：電話番号0134-21-2087 【対応可能時間 午前8時50分～午後5時20分】

## 11. 苦情・虐待等の受付について（契約書第14条参照）

### （1）当事業所における苦情・虐待等の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係 <苦情・虐待受付窓口（担当者）>  
[サービス提供責任者] 葛西あゆみ・坂上寿美子
- 受付時間  
月曜日～金曜日 08:50～17:20  
<苦情・虐待解決責任者>  
[管理者] 弥永 浩司



### （2）行政機関その他苦情受付機関

小樽市役所 福祉保険部 福祉総合相談室 障害福祉グループ	所在地 電話番号 0134-32-4111 (内線302)
北海道社会福祉協議会 北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地 電話番号 011-204-6310

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

じっし 実施の有無	なし 無
じっし 実施した直近の年月日	—
じっし 実施した評価機関の名称	—
ひょうかけつかいじじょうきょう 評価結果の開示状況	—

れいわ　ねん　がつ　にち  
令和　年　月　日

きよたくかいこう　ていきょう　かいし　さい　ほんしょめん　もと　じゅうようじこう　せつめい　おこな  
居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

かんりしゃめい　やなが　こうじ  
管理者名　弥永　浩司

せつめいしゃしょくめい　ていきょうせきにんしや　しめい  
説明者職名　サービス提供責任者　氏名



わたし　ほんしょめん　もと　じぎょうしゃ　じゅうようじこう　せつめい　う　きよたくかいこう  
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの  
提供開始に同意しました。

りょうしゃ  
利用者

しめい  
氏名



りょうしゃかぞくとう　じゅうしょ  
利用者家族等　住所

しめい  
氏名



りょうしゃ　かんけい  
(利用者との関係　)

)

# 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1 使用する目的

事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関連する法令に基づき、私に行うサービスを円滑に実施するため、サービス担当者会議又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

## 2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

## 3 個人情報の内容（例示）

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者やその家族個人に関する情報
- ② その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

令和 年 月 日

事業所 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会  
たんぽぽ障がい者居宅介護事業所  
会長 近藤 真章 様

(利 用 者)

氏名

㊞

(利用者代理人) 住所

氏名

㊞ (続柄 : )

(利 用 者 家 族) 住所

氏名

㊞ (続柄 : )